

第6期益田市障がい者基本計画中間見直し並びに第8期益田市障がい福祉計画及び第4期益田市障がい児福祉計画策定等業務公募型プロポーザル仕様書

1 目的

本委託業務は、次の計画について策定等を行うにあたり、必要な調査、専門的視点・第三者視点で助言等を行い、策定及び変更に関わる作業を総合的に支援することを目的とする。

(1) 第6期益田市障がい者基本計画の見直し

第6期益田市障がい者基本計画は令和6(2024)年度から令和11(2029)年度を計画期間とするが、令和8(2026)年をもって、計画期間の中間期に達することから、新たな統計データ等を基に計画の見直しを行う。

(2) 益田市障がい福祉計画及び益田市障がい児福祉計画の策定

第7期益田市障がい福祉計画及び第3期益田市障がい児福祉計画は、いずれも令和8(2026)年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度を計画期間とした第8期益田市障がい福祉計画及び第4期益田市障がい児福祉計画を策定する。

2 障がい者基本計画並びに障がい福祉計画及び障害児福祉計画の概要

(1) 概要

益田市における障がい者のための施策、障がい福祉サービス、及び障害児福祉サービスの基本理念、目標を定め、それを実現するための施策を体系的に整理したもの

(2) 構成の案

- ・各計画の基本的理念
- ・各計画のこれまでににおける評価
- ・各計画における現状の課題と目標
- ・各計画における、目標達成の為に今後取り組むべき方策

3 業務委託の期間

業務委託の期間は、契約締結日から令和9(2027)年3月31日とする。

4 委託業務の内容

業務の遂行に当たっては、益田市総合振興計画、益田市地域福祉計画を上位計画とし、益田市高齢者福祉計画、益田市健康増進計画等の各種計画との整合を図りながら、各計画に盛り込むべき事項を精査しながら進めることとする。

(1) 国の制度改正等の動向の把握

障がい者基本計画は、障がい者基本法、障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づきながら、新たなサービス、又は改正を進めているサービス等の現状を踏まえながら見直し及び策定する必要がある。このため、関連する資料等の収集を行い、計画見直し及び策定の基礎資料として整理する。

(2) 現状分析

既存の統計資料や各種サービスの実績、地域実態等から、本市における課題、問題点を分析する。

①障がい福祉サービス等の給付実績等の集計、分析

本市における障がい別の障がい者等の状況を整理し現状を把握するとともに、障がい福祉サービス等の給付状況を集計、分析する。

②障がい者基本計画並びに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の目標値に対する進捗評価に係る支援

現行計画で設定している各種サービスの目標値、実績値をもとに進捗状況を整理する。

③障がい者基本計画並びに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画関連事業の課題分析に係る支援

②を踏まえて、サービスごとに課題を把握して、中間見直し及び次期計画策定の基礎資料となりうる分析を行う。

(3) アンケート調査の実施

計画策定に向けた課題や市民からの要望等を整理することを目的に、市民アンケート調査を実施し、その結果を取りまとめ、報告書として提出する。なお、対象者の抽出及び情報提供は市が行うこととする。

①対象

令和8年4月1日現在で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかをお持ちの地域住民のうち、約1,000人を対象として実施する。

②内容

調査シートの作成、印刷、発送準備、配布・回収作業、及び取りまとめ

(4) 関連団体等へのヒアリング調査

アンケート調査での回答内容を踏まえ、ヒアリング調査を行い、アンケート調査の補足、充実を行う。

①対象

地域住民、障がい者団体、ボランティア団体、障がい者施設等の中からの実施を想定

②内容

調査シートを作成し、聞き取り調査を実施、とりまとめ。

③調査期間

2日程度を想定

(5) 事業量等の推計支援

アンケートの分析結果報告及び現状分析結果を踏まえ、以下の点を踏まえた分析を行う。なお、事業量の推計では、算定した値をもとに発注者と調整を行い、推計値を確定させる。

- ・「サービス量の見込み」の算出、必要事業量の「確保方策」等が検討できるよう集計、分析を行う。

- ・「サービス量の見込み」については、既存資料を基に人口推計を行ったうえで、集計結果を基に各種事業・サービスの見込量等を推計する。

①人口推計、障がい者等推計に係る支援を行う。

②サービス必要量推計のための各種基礎数値分析に係る支援

③各計画年度における事業量等の算出に係る支援

(6) 次期計画の重点課題・施策方針の明確化と計画書素案の作成

アンケート調査・給付分析等の結果を基に、本市の障がい者福祉ビジョンを策定する。策定したビジョンを実現するための施策体系・内容について検討し、中間見直し及び次期計画の計画書素案を作成するとともに、計画書としてとりまとめる。

(7) 自立支援協議会の運営支援

益田市障がい者自立支援協議会（2回程度）へ出席し、資料の作成準備、会議録の作成など会議の運営支援を行う。

(8) 打合せ

打ち合わせは益田市役所において初回、中間、納品時の3回の実施を基本とし、必要に応じて適宜実施する。

5 成果品

①分析結果報告書及び関連団体へのヒアリング調査一式

②第6期益田市障がい者基本計画中間見直し並びに第8期益田市障がい福祉計画及び第4期益田市障がい児福祉計画書に係る電子データ一式（Word、Excel、PDF）

A4版 音声コードUni-Voice表記 100ページ程度

③業務報告書

なお、成果品の最終納品日は、令和9年3月10日までとする。その他、必要に応じて適宜提出するものとする。

6 スケジュール

業務実施スケジュール（予定）

内容	目安
現状把握（統計整理、資料づくり、他関連計画の把握整理）	令和8年7月下旬～8月中旬
アンケート調査（調査シート作成、印刷発送準備、配布・回収作業、取りまとめ、報告書作成）	令和8年8月中旬～10月上旬
関連団体等へのヒアリング調査及び取りまとめ	令和8年9月上旬～10月上旬
計画素案の作成	令和8年10月上旬～11月上旬
議会中間報告	令和8年12月中旬
計画素案の編集・修正・校正	令和8年12月下旬～2月上旬
パブリックコメントの実施、意見結果の分析、反映作業	令和9年1月上旬～下旬
成果品の納品	令和9年3月10日までに
議会報告	令和9年3月上旬
各計画策定委員会、打合せ	随時実施

7 その他

- (1) 受託者は、受託する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市との協議の上決定する。